

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年12月8日(木)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前9時30分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委 員 福田 淑子 委 員 櫻井 功紀 委 員 我妻 薫 委 員 橋本 四郎 委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡 企画財政課長 佐々木 義則 議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
協 議 事 項	美里町議会12月会議について 1) 議事について 2) 一般質問の発言順序について 3) 会議の期間及び議事日程について 4) 陳情、要請等
そ の 他	
閉 会	午前11時16分

2号様式 協議の経過

吉田事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまより議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>委員長お願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>どうもご苦労さまでございます。</p> <p>毎日、雪を見るような季節になってまいりました。どうぞ12月会議に向けまして健康を保ちながら臨んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは早速、始めたいと思います。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。なお、副議長には委員外議員として出席していただいております。</p> <p>議長からの諮問ということで、議案と行政報告からお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
伊勢総務課長	<p>あらためましておはようございます。</p> <p>12月定例会議にあたりまして議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。</p> <p>本会議につきましてもご指導、ご助言等よろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案の説明の前に2点ほどお願いを申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1点目でございますが、12月定例会議におきまして追加議案1件を提出させていただきたいと思っております。提出につきましては12月13日、初日の朝にお願いしたいというふうに思います。</p> <p>件名でございますが、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。</p> <p>議案提出の理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律、平成28年法律第95号が平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日から施行されることにより、地方公務委員の育児支援及び介護支援に関する規定が民間及び国家公務員の規定に準じて改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>議案の概要でございますが、育児を行う職員の早出、遅出勤務等の対象となる子の拡大。要介護者を介護する職員が請求した場合における時間外勤務の制限制度の新設。介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とすること。それから、連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間制度の新設が主な内容でございます。</p>

	<p>以上、そのことについて提出させていただきますので、その後の手続き等をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから2点目でございますが、12月定例会議の議案書につきまして間違いがございました。大変、申しわけございませんが訂正をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これから正誤表をお配りさせていただきますのでご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(正誤表を配付)</p> <p>議案書の133ページでございます。議案第51号、大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、でございます。</p> <p>この議案書の133ページの理由の欄の1行目、平成29年度を初年度とする第2次大崎定住自立圏ビジョンというふうに今、お配りしてございますが、第2次大崎定住自立圏共生ビジョンが正しい表現でございまして、自立圏の後に「共生」を追加させていただきたく、訂正をお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>以上であります。</p>
大橋委員長	<p>追加議案に関して議運を開催しなければならないと思いますが、議長、1日目終了後でよろしいでしょうか。</p>
吉田議長	<p>初日の朝となれば、まず1日目の、皆さんにちょっとご負担をおかけいたしますけれども、終了後ということをお願いしたいなと。</p> <p>それ1件だけだから。今、内容についても説明があったから。</p> <p>ただ、まだ出されていないからね。そういうことをお願いしたいと。</p>
大橋委員長	<p>それでは、議運は1日目の審議が終わりましたら、その後ということをお願いいたします。</p> <p>それから訂正箇所でございますが、いかがでしたらよろしいでしょうか。シール対応になりますか。</p>
伊勢総務課長	<p>それで、訂正の対応につきましては本会議二日目、14日の朝に1ページ分差し替えをさせていただきますたくお願い申し上げます。</p> <p>(「14日」の声あり)</p> <p>議案書等を一般質問のときに…</p> <p>(「その前に何もなければ」の声あり)</p> <p>ただ、正誤表につきましては初日に配付させていただきたいと思います。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それじゃ、差し替えということでございますので、14日の朝ということになります。</p> <p>それではその方向でお願いしたいと思います。</p>

	<p>それでは行政報告からお願いします。</p>
伊勢総務課長	<p>済みませんが、着座をさせてご説明させていただきます。</p> <p>初めに行政報告1件につき、お願い申し上げます。</p> <p>内容につきましては美里町の空間放射線量等の測定結果についてご報告申し上げるものでございます。</p> <p>平成28年9月会議で報告した以降の平成28年8月1日から11月30日までの最新の空間放射線量等の測定結果をご報告申し上げます。</p> <p>行政報告につきましては以上1点でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですね。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>次に議案書でございます。</p> <p>議案書の1ページから順にご説明させていただきます。</p> <p>報告第14号、専決処分の報告について、でございます。</p> <p>このことにつきましては平成28年9月5日、午前11時5分頃、不動堂中学校体育館南側の敷地内で業務員が除草作業を行った際に、刈払機の刃の先端に付いている金属片の一部が外れ遠心力により飛ばされて、近くの駐車場に駐車していた車の助手席側の窓ガラスを破損し損害を与えたものでございます。この事故の報告を受けた後、直ちに現場で被害の状況を確認し、対応いたしました。</p> <p>この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので同条第2項の規定によりご報告申し上げます。</p> <p>和解の要旨につきましては、議案書2ページに記載してございます。</p> <p>1点目が本件に係る損害額を150,000円といたしました。</p> <p>2点目、この損害額150,000円につきましては、美里町が全部を相手方に支払うものとしたしてございます。</p> <p>3点目が美里町及び相手方は、今後、本件に関する裁判上及び裁判外における一切の異議申し立て、請求を行わないものとする和解の要旨でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>委員長、これは議案審議じゃないけれども、記憶によれば3、4年前に同じような事故、損害賠償の補償をしなかったか。枝を切ったときに車に当たったとかという話で、そういう事故がなかったか。3、4年前。</p>

伊勢総務課長	不動堂中学校の件ですと、木の枝払いでなかったか。
橋本委員	<p>だからね、この話、議案でないけれども、そうならば事前に対策をもっとしっかりしておかなければいけないのかなという感じ。これ議案審議になるからそれ以上言わないけれども。こういう事故、記憶があるのですよ。確か枝払いしているときに、枝が落ちて車を傷付けたことがあるなど。その補償をしたと聞いたことあるよ。</p> <p>これ以上の答弁は必要ないけれども、気を付けてほしいなど。今回の場合は電気のござりでしょう。あ、草刈りだ。</p> <p>(「草刈りの刃のチップあるでしょう。先のほうのやつ」の声あり)</p> <p>だから職員の人に気を付けるようにしてもらわなきゃ。いいです。</p>
大橋委員長	<p>報告に関して質疑はございませんので。</p> <p>その辺、何か出てくる可能性もございますので、総務課長、ぜひ調べておいてください。</p>
伊勢総務課長	わかりました。
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは総務課長、次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 3 ページでございます。</p> <p>議案第 37 号、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 9 条第 1 項の規定により、美里町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、美里町鳥獣被害対策実施隊を設置することに伴い、隊員の報酬及び費用弁償の額について定めるものでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては本会議当日、産業振興課長からご説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは議案 38 号お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 4 ページでございます。</p> <p>議案第 38 号、美里町新規就農者育成支援金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>新規就農者への支援を拡大するため、新規就農者育成支援金の支給要件を現在の 30 歳未満から 45 歳未満までに引き上げ、さらに夫婦で農業経営に取り組む場合の支給額を新たに定めるものでございます。</p>

	<p>詳細につきましては、本会議で産業振興課長からご説明申し上げます。 以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい」の声あり） それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは議案書5ページでございます。 議案第39号、美里町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 美里町特別職報酬等審議会の名称を美里町特別職の職員の報酬等審議会に改めるとともに、規定中の字句の見直しを行うため所要の改正を行うものでございます。 詳細につきましては本会議におきまして、総務課伊勢からご説明申し上げます予定でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい」の声あり） それではその次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>6ページでございます。 議案第40号、美里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 個人番号の利用は原則として法律に定められた事務に限り認められておりますが、地方公共団体が条例で定めるものについても利用することができる定めとなっております。 条例で定めるべき事項については利用する事務だけではなく、事務を処理するために利用する特定個人情報についても定める必要がございます。 今回の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務を処理するため、当該事務の処理に必要な特定個人情報を定めるものでございます。 詳細につきましては、本会議におきまして総務課伊勢からご説明申し上げます予定でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい」の声あり） その次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>7ページでございます。 議案第41号、美里町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p>

	<p>町営桜木住宅は昭和 44 年度から昭和 45 年度にかけて 12 棟、40 戸が建設されました。しかし、老朽化が進んだため、平成 20 年度から順次、解体撤去を行ってまいりました。平成 28 年 11 月 2 日にすべての棟の解体撤去が完了したことから、当該町営住宅を廃止するものであります。</p> <p>詳細につきましては、本会議におきまして防災管財課長からご説明申し上げる予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>では、その次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書、8 ページからでございます。</p> <p>議案第 42 号、美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>美里町スポーツ施設の使用料について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>また、第 3 条に定める施設の位置について、換地処分が行われた際に新たな所在地番に変更していなかったため、この度、改正するものでございます。</p> <p>詳細につきましては本会議におきまして、まちづくり推進課長からご説明申し上げる予定でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それは議案第 43 号。</p>
伊勢総務課長	<p>以降、補正予算につきましては企画財政課長からご説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>企画財政課長。</p>
佐々木企画財政課長	<p>それでは議案第 43 号、一般会計補正予算の内容についてご説明させていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案書 14 ページからになります。</p> <p>まず、15 ページになりますが、予算本文第 1 条の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,643 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 3,727 万 6 千円といたしております。</p> <p>詳細につきましては事項別明細書のほうでご説明申し上げます。</p> <p>まず、歳出のほうについてご説明申し上げます。</p> <p>議案書 38 ページからになります。</p> <p>2 款総務費の一般管理費に看板書換等業務委託料 87 万 4 千円追加して</p>

おります。こちらにつきましては、いまだ旧町名が入っている看板等を新たな町名等書き換えるものでございます。

財産管理費に旧宮城理容美容専門学校施設管理として、紫外線等防止フィルム貼付工事請負費 333 万 7 千円追加しております。こちらにつきましては、文化財を展示するにあたりまして、紫外線及び赤外線等の防止を行うため、窓ガラスにフィルム施行を行うものでございます。

次に財産管理一般経費に旧桜木住宅下水道管撤去工事請負費 277 万 3 千円追加しております。これにつきましては、桜木住宅の解体が終了したことによりまして、その敷地内に下水道の本管がありますことから、それを撤去するものでございます。

続きまして 3 款、民生費のほうに移ります。

1 項社会福祉費の社会福祉総務費に臨時福祉給付金事業補助金精算返還金 258 万 9 千円、障害者及び障害児福祉費に障害者総合支援給付費 3,450 万円、障害児通所支援給付費 590 万円それぞれ追加しております。臨時福祉給付金については、前年度の精算が完了したための返還金でございます。その他支援給付金につきましては、年度途中にサービス利用が増加したことによるものでございます。

次に 2 項児童福祉費の児童福祉総務費に他市町保育所委託料 251 万 4 千円、施設型給付費負担金 125 万 9 千円それぞれ追加いたしました。こちらにも新たに他市町に委託する保育所児童が増えたことによる追加でございます。

次に 6 款の農林水産業費に移ります。

1 項農業費の農業振興費で法人化支援業務委託料 238 万 9 千円減額しております。こちらにつきましては、補正予算でお認めいただきまして当初予算では 2 件、それが補正予算で 3 件の委託料にいたしておりましたが、そのうち 1 件については法人化を自分たちだけで進めるというようなことで、委託のこの事業の支援は受けないということになったことから、その 1 件分について減額するものでございます。

それから産業活性化拠点施設測量業務委託料 736 万 2 千円減額しております。これについては測量業務の委託の請差でございます。農地費で県営農地整備事業負担金 418 万 9 千円減額しております。こちらについても今年度事業の確定による負担金の減額でございます。

次に 8 款土木費のほうになります。

2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に道路管理業務委託料 600 万追加しております。こちらにつきましては道路の傷みが激しい部分の補修工事等の箇所が多く新たに 600 万追加して対応するものでございます。

次に4項都市計画費の公共下水道事業費に下水道事業会計公共下水道事業補助金 972万6千円追加しております。こちらにつきましては地方公営企業法の繰出基準に基づき、地方公営企業法の適用に要する経費の事業費の確定により追加するものでございます。

次に9款消防費になります。

1項消防費の災害対策費に指定避難所備蓄倉庫購入費 113万4千円追加いたしました。指定避難所となっている青生、中埜、本小牛田の各コミュニティセンターに備蓄倉庫を設置するものでございます。

10款教育費の2項小学校費の学校管理費に不動堂小学校教室出入口扉改修工事請負費 130万円、小牛田小学校廊下床改修工事請負費 210万円それぞれ追加しております。不動堂小学校の出入口の改修につきましては現在、1年生で車椅子で通学している児童がおりますが、同じ教室を来年度、使用して授業をすることができないということで今回、新たに教室の出入口の扉の改修を行うものでございます。小牛田小学校の廊下床の改修につきましては一部にシロアリにより廊下の歪みが発生しておりまして、そのシロアリ駆除と床の改修を行うものでございます。

次に5項社会教育費の文化財保護費に展示ケース等購入費 581万5千円追加しております。展示ケース等の購入につきましては、旧宮城理容美容専門施設を活用し文化財の展示を行うため備品購入を行うものでございます。

続きまして6項保健体育費の学校給食費に消毒保管庫購入費 180万3千円追加いたしました。消毒保管庫の購入につきましては、平成29年度から不動堂中学校の児童数の増加により1年生が、新たにクラスがふえるということで、その対応といたしまして給食備品等の購入が必要となることから追加するものでございます。

次に11款公債費で1,798万4千円減額いたしました。1項公債費の長期償還利子 1,802万7千円減額しております。こちらは平成17年度借入れ分の利率の見直し及び平成27年度分の借入れ実績に伴う減額でございます。

引き続きまして歳入について申し上げます。

議案書30ページからになります。

1項町税に7,207万2千円追加しております。1項町民税の個人に個人町民税均等割 191万7千円、個人町民税所得割 5,497万1千円それぞれ追加しております。2項固定資産税の固定資産税に固定資産税現年度課税分 1,626万1千円追加いたしました。町民税につきましては、農業所得の増加及び駅東地区の納税者の増加等により当初予算より増収が見込まれるこ

とから追加するものでございます。

続きまして6款地方消費税交付金で4,431万8千円減額いたしました。こちらにつきましては、平成28年度10月末における全国の消費税の納税額が前年度と比較して10パーセント下回っているとの通知を受けたことから減額するものであります。

次に9款地方交付税に889万5千円追加いたしました。1項地方交付税の普通交付税3,190万6千円追加し、特別交付税で3,800万円減額、震災復興特別交付税に1,498万9千円追加いたしました。普通交付税につきましては平成28年度の交付額が確定したことから追加するものであります。特別交付税につきましては今年度、災害等の事情がない地方公共団体においては、前年度と比較して12パーセント程度の減額となる見込みとの通知があったことから減額するものであります。

次に13款国庫支出金に2,302万3千円追加いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金に障害者総合支援給付費負担金1,725万円の追加が主なものでございます。こちらは歳出の給付金の追加に伴うものであります。

14款県支出金に1,103万4千円追加いたしました。1項県負担金の民生費県負担金に障害者総合支援給付費負担金862万5千円追加したものが主なもので、理由は国庫負担金と同様の理由でございます。

続きまして15款財産収入で3,317万9千円減額いたしました。2項財産売払収入の不動産の売払収入で3,317万9千円減額いたしました。当初見込んでおりました旧練牛小学校跡地の売払いにつきまして、現在実施しております体育館の解体及び整地等に時間を要し、今年度中の売払いが困難であると判断したことから減額するものでございます。

続きまして17款繰入金で1,201万円6千円減額しております。2項の基金繰入金の財政調整基金繰入金で財政調整基金繰入金842万6千円、公共施設整備基金繰入金で公共施設整備基金繰入金1,060万の減額が主なものでございます。

18款繰越金に7,741万7千円追加いたしました。平成27年度からの繰越金を計上したものでございます。

20款町債で2,640万1千円減額いたしました。町債の臨時財政対策債で2,430万1千円、農林水産業債で公共事業等債210万円それぞれ減額しております。臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定による減額。公共事業等債につきましては事業費の確定による減額であります。

予算本文第2条の債務負担行為の補正につきましては、議会だより印刷業務はじめ23件について、それぞれ債務負担行為の負担限度額の追加をす

	<p>るものでございます。</p> <p>予算本文第3条地方債の補正につきましては、臨時財政対策債及び公共事業等債について限度額を変更するものであります。</p> <p>以上一般会計の補正予算でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>続きまして議案第44号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書63ページからになります。</p> <p>予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,868万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,689万4千円といたしました。</p> <p>今回の補正予算の主なものについては、高額医療費の支出増による保険給付費の増額、平成27年度の繰越金及び国庫支出金等の確定による精算返還金の追加が主なものであります。</p> <p>続きまして歳出事項別明細書で、まず歳出ほうからご説明申し上げます。</p> <p>74ページになります。</p> <p>2款保険給付費に2,000万追加しております。1項の高額療養費の一般被保険者高額療養費に一般被保険者高額療養費負担金2,000万円を追加しております。高額療養費負担金に不足が見込まれることによるものでございます。</p> <p>次に、11款の諸支出金に1,284万6千円追加いたしました。1項償還金及び還付加算金の償還金に平成27年度の療養給付費等負担金確定により国庫支出金精算返還金1,194万9千円、県支出金精算返還金89万7千円それぞれ追加しております。</p> <p>続きまして歳入について申し上げます。</p> <p>3款国庫支出金に803万8千円追加いたしました。</p> <p>1項国庫負担金の療養給付費等負担金に640万円追加いたしました。2項国庫補助金の普通調整交付金に180万円追加し、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で16万2千円減額いたしました。</p> <p>次に7款共同事業交付金に614万5千円追加いたしました。高額医療費共同事業交付金に614万5千円追加しております。</p> <p>次に9款繰入金で4,622万5千円減額いたしました。1項他会計繰入金で職員給与費等繰入金191万9千円、2項基金繰入金で財政調整基金繰入</p>

	<p>金 4,430 万 6 千円それぞれ減額いたしました。</p> <p>10 款繰越金に 5,858 万 7 千円追加いたしました。平成 27 年度の繰越金であります。</p> <p>以上、国民健康保険の補正予算でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>次、よろしくお願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 45 号、平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。</p> <p>議案本文第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 163 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 307 万 9 千円といたしました。</p> <p>今回の補正予算の主なものは、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定により、一般会計繰出金が生じたものであります。</p> <p>事項別明細書 88 ページの歳出について申し上げます。</p> <p>4 款諸支出金に 163 万 7 千円追加いたしました。1 項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金 163 万 7 千円追加しております。</p> <p>次に歳入について、でございます。</p> <p>3 款繰入金に 1 千円。</p> <p>4 款繰越金に 163 万 6 千円それぞれ追加しております。</p> <p>以上、後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>次、よろしくお願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 46 号、平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書 91 ページになります。</p> <p>予算本文第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 4,182 万 5 千円といたしました。</p> <p>今回の補正の主なものは、介護保険システム改修業務委託料の追加であります。</p> <p>初めに歳出について申し上げます。</p> <p>1 款総務費に 210 万円追加いたしました。1 項総務管理費、一般管理費</p>

	<p>に介護保険システム改修業務委託料 210 万円追加いたしました。</p> <p>6 款諸支出金に 15 万 6 千円追加いたしました。1 項還付金及び還付加算金に第 1 号被保険者保険料還付金 15 万 6 千円追加しております。</p> <p>次に歳入について申し上げます。</p> <p>3 款国庫支出金に 105 万円、7 款繰入金に 120 万 6 千円それぞれ追加いたしております。</p> <p>以上が介護保険特別会計補正予算の内容となります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 47 号、平成 28 年度美里町水道事業会計補正予算(第 4 号)についてご説明申し上げます。</p> <p>今回の補正は収益的収支、資本的収支及び債務負担行為についての補正予算であります。</p> <p>初めに議案書 103 ページ、第 2 条、予算第 3 号に定めた収益的収支の収入について申し上げます。</p> <p>1 款水道事業収益で 66 万 2 千円減額いたしました。2 項営業外収益の 2 目他会計補助金で 66 万 2 千円減額いたしました。これは平成 28 年度から高料金対策に要する経費など繰出基準が変更されたことによるものであります。これにより収益的収入合計を 7 億 4,082 万 5 千円といたしました。</p> <p>次に支出について申し上げます。</p> <p>1 款水道事業費用で 26 万 5 千円減額いたしました。1 項営業費用の 4 目業務費に通信運搬費 26 万 9 千円追加いたしました。これは水道料金未納者に対する通知文書の郵送料でございます。2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息 53 万 4 千円減額いたしました。これは企業債の利率が確定したことによるものです。これにより収益的支出合計を 7 億 5,654 万円といたしました。</p> <p>次に 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収支の収入について、でございます。</p> <p>1 款資本的収入に 9 万 6 千円追加いたしました。5 項出資金の 1 目負担区分に基づかない出資金に 9 万 6 千円追加いたしました。これは平成 28 年度から統合水道の繰出基準が変更されたことによるものであります。</p> <p>これにより資本的収入合計を 1 億 305 万 3 千円といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額を 1 億 8,641 万 8 千円に、補てん財源の減債積立金を 9 万 6 千円減額し 3,267 万 5 千円と改めておりま</p>

	<p>す。</p> <p>次に4条、予算第5条に定めた債務負担行為の補正につきましては企業会計・固定資産管理システムソフトウェア賃借料について債務負担行為の期間、限度額を追加するものであります。</p> <p>以上の補正に伴い、第5条、予算第10条に定めた他会計からの補助金については、高料金対策で70万6千円減額し1,305万3千円に改めております。また、統合水道に4万4千円追加し、48万3千円に改めております。</p> <p>以上が水道事業会計補正予算の内容となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第48号、平成28年度美里町病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書114ページとなります。</p> <p>今回は業務の予定量、資本的収支、企業債、債務負担行為の補正予算であります。</p> <p>初めに、第3条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について、でございます。</p> <p>1款資本的収入で300万円減額いたしました。2項企業債で300万円減額しております。これは医療機器等の整備として建物建設改良及び機器備品購入費の確定に伴うことにより減額するものであります。これにより資本的収入合計を1億4,865万1千円といたしております。</p> <p>次に支出について申し上げます。</p> <p>1款資本的支出で362万9千円減額いたしました。1項建設改良費で入札執行等の残により362万9千円減額しております。これにより資本的支出合計を1億8,432万8千円といたしました。</p> <p>なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額及び補てん財源の過年度分損益勘定留保資金等につきましては、それぞれ62万9千円減額し、3,567万7千円に改めております。</p> <p>5条、予算第12条に定めた債務負担行為につきましては、給食業務委託料をはじめ3件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。</p> <p>以上の補正に伴い第2条、予算第2条に定めた業務の予定量及び第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額の補正についてあわせて改めております。</p>

	<p>以上が病院事業会計の補正予算の内容となります。 よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 49 号、平成 28 年度美里町下水道事業会計補正予算(第 4 号)についてご説明申し上げます。 議案書 118 ページからになります。 今回は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、特例的収入及び支出、債務負担行為、他会計からの補助金についての補正であります。 初めに第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。 1 款公共下水道事業収益に 854 万 8 千円追加いたしました。1 項事業収益の 2 目雨水処理負担金で 41 万 8 千円減額しております。2 項営業外収益の 3 目他会計補助金に 281 万円、長期前受金戻入に 614 万 5 千円、5 目雑収入に 1 万 1 千円それぞれ追加いたしました。 2 款農業集落排水事業収益に 339 万 2 千円追加いたしました。1 項営業収益の 3 目雨水処理負担金に 21 万 3 千円追加いたしました。2 項営業外収益の 2 目他会計補助金に 176 万 9 千円、3 目長期前受金戻入に 141 万円それぞれ追加いたしました。これにより収益的収入を 10 億 2,511 万 7 千円といたしました。 次に収益的収支の支出について申し上げます。 1 款公共下水道事業費用に 854 万 8 千円追加いたしました。1 項営業費用 6 目業務費に 24 万 1 千円追加いたしました。これは下水道事業受益者負担金の全額一括納付者が当初の見込みより多かったことから全額一括納付報奨金を補正するものであります。8 目減価償却費で 146 万 6 千円減額し、9 目資産減耗費に 651 万 5 千円追加いたしました。これは平成 27 年度美里町下水道事業特別会計の決算認定に伴う開始貸借対照表の確定及び旧町営桜木住宅の下水道管等、今年度除却する固定資産が確定したことに伴い補正するものであります。2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費に 325 万 8 千円追加いたしました。これは平成 27 年度地方債の借入利率の確定に伴う支払利息の補正であります。 2 款農業集落排水事業費用に 317 万 9 千円追加いたしました。1 項営業費用の 6 目減価償却費に 182 万 5 千円追加し、7 目資産減耗費 39 万 8 千円減額いたしました。これは平成 27 年度美里町農業集落排水事業特別会計の決算認定に伴う開始貸借対照表の確定及び処理場機器設備等、今年度、除</p>

	<p>却する固定資産が確定したことに伴い補正するものであります。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費に175万2千円追加いたしました。これは平成27年度地方債の借入利率の確定に伴う支払い利息の補正であります。これにより収益的支出合計を10億2,722万5千円といたしました。</p> <p>次に3条、予算第4条資本的収支の収入について、でございます。</p> <p>1款公共下水道事業資本的収入に691万6千円追加いたしました。4項補助金の2目他会計補助金に691万6千円追加いたしました。これにより資本的収入合計を8億6,235万7千円といたしております。</p> <p>次に資本的収支の支出について申し上げます。</p> <p>1款公共下水道事業資本的支出で41万9千円減額いたしました。2項企業債償還金で41万9千円減額いたしました。</p> <p>2款農業集落排水事業資本的支出で1万9千円減額いたしました。2項企業債償還金で1万9千円減額いたしております。これらは平成27年度地方債の年次償還額の確定に伴う償還金の補正でございます。これにより資本的支出合計を9億8,717万1千円といたしております。</p> <p>なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を1億2,481万4千円に、補てん財源を735万4千円減額し、平成27年度美里町公共下水道事業特別会計及び平成27年度美里町農業集落排水事業特別会計からの引継現金を1億2,481万4千円に改めております。</p> <p>次に4条、予算第4条の2の特定の収入及び支出について、でございます。</p> <p>平成28年度に属する債権及び債務として処理する未収金及び未払い金の額をそれぞれ4億8,682万2千円及び3億6,116万9千円に改めております。これは平成28年度美里町公共下水道事業特別会計及び平成27年度美里町農業集落排水事業特別会計の決算認定に伴い各特別会計から引き継ぐ未収金及び未払い金が確定したことによるものであります。</p> <p>次に第5条、予算第5条に定めた債務負担行為の補正につきまして、公共下水道緊急時管路施設等清掃業務委託料をはじめ3件についてそれぞれ債務負担行為の期間、限度額を追加するものであります。</p> <p>以上の補正に伴い、第6条の予算第10条の他会計からの補助金についてあわせて補正しております。</p> <p>以上、下水道事業会計の補正予算の内容となります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>

	<p>それでは、これより暫時休憩したいと思います。</p>
	<p>休憩 10:27 再開 10:38</p>
大橋委員長	<p>それでは再開いたします。 議案第 50 号からですね。 総務課長、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 132 ページ、議案第 50 号、美里町文化会館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。</p> <p>美里町文化会館の指定管理者として特定非営利活動法人美里町文化振興事業団を指定したいことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>なお、平成 28 年 11 月 25 日付けで美里町指定管理者候補者選定委員会から特定非営利活動法人美里町文化振興事業団を美里町文化会館の指定管理者候補者として選定する旨の答申をいただきましたことを申し添えます。</p> <p>指定期間でございますが平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まででございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 133 ページ、議案第 51 号、大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてご説明申し上げます。</p> <p>美里町は平成 24 年から大崎市と本町を含めた周辺 4 町とで、定住自立圏の形成に関する協定を締結し、これまで 15 の事業に取り組んでまいりました。事業の実施につきましては、大崎定住自立圏を形成するための具体的な取り組みを定めた大崎定住自立圏共生ビジョンに基づき進めてまいりましたが、平成 28 年度が最終年度となりますことから平成 29 年度を初年度とする第 2 次大崎定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、大崎市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては本会議におきまして、まちづくり推進課長からご説明申し上げます予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p>

	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 142 ページ、議案第 52 号、字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。</p> <p>宮城県営土地改良事業として中埜西部地区の農地整備事業施行に伴い、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>新たに画する字名は 20 字でございます。これらの字に包括される区域につきましては、お届けいたしました議案書に記載のとおりであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>副委員長。</p>
藤田委員	<p>これ、荻埜字上田というの、「うえだ」か「かみだ」・・・</p>
伊勢総務課長	<p>「うえだ」でございます。</p>
藤田委員	<p>「うえだ」ですか。</p>
伊勢総務課長	<p>はい。</p> <p>資料編の 30 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>上田につきましては、行政区画の便覧につきまして最新版でなかったの、一応そこの出版社のホームページを見まして、最新版でまず「うえだ」となっております。あと税務課の当時、電算入力した情報も「うえだ」でございます。</p>
大橋委員長	<p>副委員長。</p>
藤田委員	<p>前に地域のほうでそういう話があって、この辺は「かみだ」だというようなことをちょっと聞いたことありましたから、これが「うえだ」か「かみだ」か、確認なのですが。</p>
伊勢総務課長	<p>一応、なんと言いますか、行政上、使っているのは「うえだ」でございます。</p> <p>行政区画便覧という本なのですが、それで一応、いろんな書類もそれに基づいてやっているのですが、それで確認させていただきました。あと、事業主体の江合川沿岸土地改良区ですが、ここにも確認して「うえだ」ということでもございました。</p> <p>通称名で今回、中埜字新対面原、「ばら」ですが、地元では例えば新対面「ばら」でございますね。あと「はら」という人もいますし。</p>
藤田議員	<p>地元の言い方とまた、ちょっと違ったやつで。「ばら」ね。</p> <p>はい。わかりました。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p>

	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案書 157 ページ、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。</p> <p>教育委員会委員、成澤明子氏は平成 29 年 2 月 19 日をもって任期満了となります。同氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、教育委員会委員として再任したいことから、同法第 4 条第 2 項規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、平成 29 年 2 月 20 日から平成 33 年 2 月 19 日までとするものであります。</p> <p>なお、同氏の経歴につきましては説明資料のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは執行部の説明は以上としたいと思います、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>どうも、ご苦労さまでした。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩</p> <p>10 : 46 (執行部退席)</p> <p>再開</p> <p>10 : 47</p>
大橋委員長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>続きまして一般質問の発言順序について行いたいと思いますので。</p> <p>副委員長、お願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>休憩</p> <p>10 : 48</p> <p>再開</p> <p>10 : 48</p>
大橋委員長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>お願いいたします。</p>
吉田事務局長	<p>受け付け順に、抽せんさせていただきます。</p> <p>10 番橋本四郎議員。</p> <p>4 番でございます。</p>

	<p>次に 2 番福田淑子議員。 1 番でございます。 次に 8 番我妻薫議員。 2 番です。 3 番藤田洋一議員。 5 番。 7 番大橋昭太郎議員。 3 番です。</p> <p>一般質問の順番につきましては、最初に 2 番福田淑子議員。次に 8 番我妻薫議員。次に 7 番大橋昭太郎議員。次に 10 番橋本四郎議員。最後が 3 番藤田洋一議員になりました。</p>
大橋委員長	<p>続きまして会議の期間及び議事日程について、でございます。 予定表がお手元に配付されておりますが、13 日から 15 日までの 3 日間とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) 一般質問が 5 人なのですが、議長、1 日で決める予定でしょうか。</p>
吉田議長	<p>次の日がお一人だけというのもなんかね、1 日で決めるということで。 (「決めてもらえればいいですね」の声あり) 開会したら、あらかじめ本日の会議は延長しますと。</p>
大橋委員長	<p>それでは続きまして陳情要請等について入りたいと思います。 陳情書がまいてありますが、「有害鳥獣駆除に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書」。それから「農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書の提出を求める陳情書」でございます。 これら、いかがしたらよろしいでしょうか。 イノシンからですね。 橋本委員。</p>
橋本委員	<p>取り上げて、担当の関係の委員会のほうで審査を。 せっかく要望でもって出された。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員から常任委員会のほうで協議していただきたいという意見が出ておりますが、いかがでしょうか。</p>
我妻委員	<p>角田市のは、そういうのではなくて広域連携の制度化ということね。</p>
大橋委員長	<p>そうなんですね。 今に他人事でなくなる可能性もあるかと思うのですけれども。</p>
我妻委員	<p>今、栗原までいっているのでしょうか。</p>
大橋委員長	<p>どういう経路か、築館のあたりは、ものすごい被害だそうです。</p>

	<p>(「栗原も出ているということは大崎も来ている」の声あり)</p> <p>大崎もそうでしょうね。</p> <p>我妻委員長、この件は常任委員会のほうで協議していただきたいと思 います。</p> <p>よろしいですか。</p>
我妻委員	この12月会議中に。
大橋委員長	<p>ええ。できればそうでしょうね。</p> <p>それでは、その下の農協からの意見書の提出を求める陳情書ですが、こ れ議長、受け取っている部分において…。</p>
吉田議長	<p>この件につきましては、皆さん、とくといろんなテレビ、新聞等の報道 で知っていることかと思えますけども。</p> <p>この規制改革推進会議のワーキンググループで農協改革ということで、 政府側も、そしてまた当事者である全農、農協関係で自らの経営改革をし ていくということで取り組んできているところなのですが、非常に農業改 革から農協改革のほうに話がきているということで、この文言に書いてあ るとおりなのですけれども、それぞれ、ワーキンググループの非常に強烈 な権限といいますか、そういうことで、越権行為じゃないのかというよう な報道がされておりますけれども。</p> <p>それらについて、これはやはり早急に出さないと意味がないというか、 ですから極力、担当常任委員会のほうで協議をまずしていただいて、今議 会で提出、やはり本町としてもそういうことでやっていくべきじゃないか なと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。</p>
大橋委員長	<p>議長のほうからも今、そういったようなことがございました。</p> <p>これも総務のほうになるかと思えますが、委員長、ぜひ、出す方向のほう で願ひするというところでございますので、ご協議のほどよろしくお願 ひいたします。</p>
吉田議長	<p>時間が限られてくるので。</p> <p>意見書については当然、最終日の最初ということになるかとは思いま すけれども。</p>
大橋委員長	暫時休憩いたします。
	<p>休憩</p> <p>10:56</p> <p>再開</p> <p>11:01</p>
大橋委員長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>意見書の関係で、予定表ですが、1日目は4人までということにしたい</p>

	<p>と思います。藤田副委員長には大変申し訳ありませんが、2日目ということでもよろしくお願ひしたいと思います。</p>
吉田議長	<p>委員長。ただ、1日目、一般質問終了後、先に議運を追加議案の。</p>
大橋委員長	<p>どうせまた開かないといけないと思うのね、案文出てくれば。意見書の分として。2日目に議運を開かなければならないと思うのね。 (「2回しなければならぬということか」の声あり) 2回しなければならぬ。</p>
吉田議長	<p>1日目の終了後、議運。 そんなに時間はかからないと思いますので、先に議運をさせていただいて、その後に常任委員会のほうでちょっと検討をお願いすると。 (「1日目ね」の声あり) 1日目。 (「この二つ」の声あり) 二つ。</p>
橋本委員	<p>二つやるのは常任委員会でひどいんじゃないだろうか。 ただ出せばいいというものでもない。実際、内容的にどういうことを農協で問題にしているのか、それを聞きながら全員が理解しなければ。出せばいいというものではないよ、この問題は。 議員が理解したのでないかね。議員が、それなんで出したのだと聞かれてまるっきりわからなかったらどうするの。恥ずかしい話だよ。</p>
大橋委員長	<p>十分にその辺も審議していただいて、説明を受けるようにしたいと思いますので。</p>
橋本委員	<p>全員でやりなさい。特別委員会で。</p>
大橋委員長	<p>それから農協に関してはある意味、期限があるものですから、本議会でぜひ出す方向でご協議いただければと思います。 我妻委員長、よろしくお願ひしたいと思います。 橋本委員。</p>
橋本委員	<p>そのため通年議会としたのだから、28日まで議会が開けるのだから。あるいは来月まで、要するに土曜も夜も開けるのだから。ただ、職員の人の勤務のしている日を選ぶとすればね。 それできるのだからやりなさい。特別、こういうことで特別委員会を開いたって。これ当たり前にしてもらいなさいよ。 28日まであるのだから、17日以降。</p>
大橋委員長	<p>議長、定例会議の会期を決めたところでありますので、ぜひ、その辺で我妻委員長に進めていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>続きまして、もっとあるのかな。</p> <p>その他、前回の全員協議会の中で...</p>
吉田議長	<p>全員協議会の中でお示しした議員に関わる年金の関係も意見書ということになるのですけど。</p> <p>資料は皆さんに先にお渡ししていたのね。今日の資料にはありませんけれども、その点についても委員長、ご協議をお願いしたいと思います。</p>
大橋委員長	<p>全協のときに配付になっております地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書ですが、これについてはいかがでしたらよろしいでしょうか。</p> <p>議長、この部分についても、もう一度説明を。</p>
吉田議長	<p>町村議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書ということで、前の全員協議会の中でもお話はさせていただきましたが、再度、簡単にではありませんけれどもお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、資料等は議長会からきている資料ということで、前に皆さんにお渡ししてありましたので。</p> <p>この間、お話したとおりなのですけれども、今までの経過を踏まえますと、議会の議員年金ということですとずっときておったのですけども、平成23年5月にはその制度が廃止になったということで、当時在籍していた皆さんは一時金なり、年金のほうへということで、それぞれの判断をさせていただいたということがありました。</p> <p>その後全国議長会及び県で、ずっと共済年金やら制度が変わって今、厚生年金ということなのですけれども、それらへの加入を何とかできないのかというようなことで要望をしてきたという経緯があります。</p> <p>その要望の一番の趣旨としては、やはり今、特に町村議会議員の場合は大変に、新しいなり手の方が少ないということで、だいたい全国930町村議会があるのだけれども、そのうちの約4割について選挙をしたのだけれども、昨年のことだけれども、2割以上は無投票だとか、ひどいところになると定数割れもしていると。ま、ひどいところという言い方、ちょっとうまくないけれども。</p> <p>そのようなことで、若い年齢層の方が非常に少ないと。もうゼロに近いような数字になっているというようなことで、ぜひとも若い人たちに出馬をしていただくためにも、あくまでも今後のためということで、そういう一つの制度上の後押しも必要だというのが大きな考え方です。</p> <p>今までずっと要望してきたのですが、先月の全国議長大会においても当然、それらについての要望は前回に続いて出すということで可決しております。</p>

	<p>そういう関係からも、ぜひともこの件については我々ということじゃなくて、あくまで今後につなげるという意味で。まだ決定しているわけではないのですけれども。</p> <p>ですから、そういうことで、ぜひとも意見書を。</p> <p>全国議長会、県議長会からの要望だけではなくて、各自治体議会からの要望も、あわせて後押しをしていくという形を取りたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>あと詳しいものにつきましては、前に渡しておいたね、それを見ていただければ大方わかると思ひますので。</p> <p>よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>なお、これらもやはり全体に関わることなので、議運のほうで対応をお願ひしていただきたいと思ひます。</p>
大橋委員長	よろしいでしょうか。
橋本委員	私は反対。
大橋委員長	<p>そうしますと、議運の中でも賛同者ということになるかと思うのですが。提出者は当然、私になるのでしょうか。</p> <p>我妻委員。</p>
我妻委員	<p>全協で出たけれども、制度設定の細かいものはこれにないわけですね。あくまでも厚生年金の枠内というのを基本に。70までとか。</p>
吉田議長	<p>前から首長さん方は該当してそれに加わっていたのだけれど。</p> <p>ただ、その中でも我々、議会の身分ということで大きく違ってくるのは退職一時金。議員はないよというような考え方でいるようですので。4年間が終わったからといって、その都度、退職金をもらうとか、どうのこうのは当てはまらないと、議員はね。</p>
大橋委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>出す方向で考えたいと思ひますし、もし…</p>
我妻委員	ここにいる人はほとんど該当しない。
吉田議長	<p>年齢とか、あと例えばサラリーマンをやっていて、所得が議員報酬以上遥かに高いというような人も恐らく全国にいると思ひます。あと当然、皆さん、年金をもらっている方々も。</p> <p>ただ、基本としては若い人たち、今後のためにということが、まず一番の狙いなので。</p>
我妻委員	厚生年金から外れざるを得なくて、報酬だけになる人。それは厚生年金並みに保障をするというのが基本なのでしょうからね。
大橋委員長	議長から聞いた中では強制的にはならないだろうというような部分もあるそうです。

	<p>実際、厚生年金をもらっている人がさらに掛けるというところにまだ制度上の問題があるのだそうですけれども。</p> <p>(「年齢とね」の声あり)</p>
我妻委員	<p>そういう制度設計上の細かいところは、かなりいろんな、厳しいなというのもあると思うのね。</p>
大橋委員長	<p>これからですよ、それは。</p>
吉田議長	<p>自民党のワーキンググループでは、27年、その前からかな。一応、検討案的なものは出されているようですけれど。</p> <p>ただ、それを見ても、やはりいろいろなケースが出てきているようです。</p> <p>ちょっと、本当に細部に渡ってというのは、わかり兼ねるところがあるみたいです。</p>
我妻委員	<p>基本的には本人負担と、厚生年金だと本人負担と同額を雇用者負担になるわけで。</p> <p>(「そうです」の声あり)</p> <p>その基本は厚生年金並みとなると、町村が半分負担ね。</p>
大橋委員長	<p>そうだね。</p>
吉田議長	<p>はい。そのようになります。</p>
我妻委員	<p>その基本はそのように。</p>
吉田議長	<p>基本は、それは同じです。</p>
我妻委員	<p>基本だけでも確認したほうがいいよね。</p>
大橋委員長	<p>そうだね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>賛同していただける方に署名していただきまして、今度の議会で提出したいと思います。</p>
吉田議長	<p>確かに大変、自分たちのことを自分たちでということ。</p> <p>(「将来の」の声あり)</p> <p>出しづらいと、そういうこともあるかもしれませんが、やはりそういうことも加味していかないと。</p> <p>今後のためということ、まず理解していただいてということをお願いしたいなど。</p>
大橋委員長	<p>それでは賛同していただける方は、終了後に署名をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>その他ということ何かございますか。</p> <p>お願いします。局長。</p>
吉田事務局長	<p>議事日程の確認をさせていただきます。</p>

	<p>初日は一般質問4人ということで2日目は一般質問が一人。その後、報告第14号から議案第49号、これは補正予算までとさせていただきます、最終日になりますが、議案第50号から同意第1号。その後に追加議案を入れさせていただきます、その後、議発案の意見書関係。最後に議員派遣、今回の議員派遣は来年の1月20日開催予定の県議長会主催の議員講座を予定しております。</p> <p>以上のような流れでよろしいでしょうか。</p>
大橋委員長	よろしいですか、今、局長から流れを。
吉田議長	1件だけだな、議員派遣。
吉田事務局長	1件だけです。
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは本日の会議、以上とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>副委員長、お願いします。</p>
藤田福委員長	<p>大変ご苦労さまでした。</p> <p>本日の審議については行政報告2件、議案が16件、同意1件ということで12月会議に向けて慎重な審議をしていただきました。</p> <p>時間的には余裕があるなと思ったら、いろんな意見書が出まして、時間的に大変なことだと思いますが、どうか3日間の会期中ですべて終わるように皆様のご協力をいただきながら臨んでいきたいと思っております。</p> <p>本日は大変ご苦労さまでございました。</p>
	閉会 11:16

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会
委員長